

財団法人三郷市文化振興公社 寄附行為

(昭和59年3月15日議案第3号)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人三郷市文化振興公社という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を埼玉県三郷市早稲田五丁目4番地1に置く。

(目的)

第3条 この法人は、市民の文化芸術の振興を図るとともに、施設の活性化と効率的利用を推進し、もって市民福祉の増進と、コミュニティ活動の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 文化的事業の開催に関する事業
- (2) 市民の文化芸術の振興を図るための啓発に関する事業
- (3) 文化団体等の育成及び協力に関する事業
- (4) 三郷市が実施する各種文化的行事への協力に関する事業
- (5) 三郷市が設置した文化会館の管理及び運営の受託に関する事業
- (6) 三郷市が設置する文化センター及びコミュニティセンターの管理及び運営の受託に関する事業
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 資産・事業計画等

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生じる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の設立に際し、基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) この法人の設立後に、理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、埼玉県知事の承認を得てその一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を得て定める。

2 基本財産のうち、現金は郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第11条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に理事会の承認を得なければならない。

2 理事長は、前項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(事業報告、決算及び財産目録)

第12条 この法人の事業報告、決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査に付し、その意見を付けて事業年度終了後3月以内に理事会の承認を得なければならない。

第3章 役員及び職員

(役員の種別及び選任)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事長 1人

(2) 副理事長 1人

(3) 理事(理事長及び副理事長を含む。) 10人以内

(4) 監事 2人

2 理事及び監事は、理事会において選任する。

3 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

4 理事及び監事は、これを兼ねることができない。

(役員の職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、業務を処理するとともに、理事長に事故があるときは、

その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

4 監事は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 59 条の職務を行う。

（役員任期）

第 15 条 役員任期は、2 年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（役員解任）

第 16 条 役員に役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会において理事の 4 分の 3 以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

2 前項の規定により、役員を解任しようとするときは、その役員にあらかじめ通知するとともに、当該役員に解任の議決を行う理事会において、弁明の機会を与えなければならない。

（役員に対する報酬）

第 17 条 役員には、報酬を与えることができる。

2 報酬を受ける役員、報酬の額等については、理事長が理事会の議決を得て別に定める。

（事務局）

第 18 条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局に関し必要な事項は、理事会の議決を得て理事長が別に定める。

第 4 章 理事会

（構成）

第 19 条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第 20 条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要事項を議決する。

（開催）

第 21 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

（1）理事長が必要と認めるとき。

（2）理事の 3 分の 1 以上、又は監事から会議の目的を示して開催の請求があったとき。

(招集)

第22条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の場合には、請求の日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する場合には、会議の目的となる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面により、あらかじめ理事に対し通知しなければならない。

(議長)

第23条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第24条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 理事会の議決は、この寄附行為に別に定めるもののほか、会議に出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定については、出席した者とみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の氏名

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、その理事会に出席した理事のうちから、その理事会において選出された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

(寄附行為の変更)

第28条 この寄附行為は、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、埼玉県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第29条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、かつ、埼玉県知事の承認があったときに解散する。

- 2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を得、かつ、埼玉県知事の許可を得て、この法人と類似の目的を有する他の団体に寄附する。

第5章 雑則

(委任)

- 第30条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を得て、別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず設立許可のあった日から昭和60年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第11条第1項の規定にかかわらず設立者の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の役員は、第13条第2項及び第3項の規定にかかわらず設立者の定めるところによるものとし、その任期は第15条第1項の規定にかかわらず昭和61年3月31日までとする。

附 則

- 1 この寄附行為は、埼玉県知事の変更許可のあった昭和61年8月12日から施行する。
- 2 変更内容は、第4条第1項中第1号を第2号に、第2号を第1号に、第6号を第7号に変更し、新たに第6号を追加した。